

大通交流拠点施設計画検討業務に係るプロポーザル実施要領

この要領は、札幌市が実施する「大通交流拠点施設計画検討業務」の委託の相手方を選定するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。当該プロポーザルについては、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達事務の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この実施要領によるものとする。

1 業務名

大通交流拠点施設計画検討業務

2 背景及び目的

札幌市では「都心まちづくり計画」に基づき、地下鉄大通駅を中心とする大通交流拠点において、市民の多様な交流を支援するとともに、都心内での中心性を象徴的に表現する「サッポロ広場」の形成を目標に、関係主体と協力しながら「大通交流拠点まちづくりガイドライン」を策定し、この実現に向けて取組みを進めている。

大通交流拠点の整備にあたっては、都心の魅力と活力を高めるとともに、駅前通地下歩行空間の整備やさっぽろ地下街のリニューアルなどと連携することによって、都心部の地下歩行空間ネットワークの整備効果を早期発現させることが重要である。

本業務は、大通交流拠点の都市計画決定手続き及び実施設計に向け、都心のまちづくりにおける役割等を踏まえたコンセプト、デザイン及び施設計画（土木、建築、設備等）の検討を行うことを目的とする。

3 業務概要

業務内容

大通交流拠点の整備（地下鉄駅改修及び新規拡張空間整備、出口階段改修、地上復旧等含む。）における都市計画決定手続き及び実施設計に向けて、以下の項目を主とした施設計画（土木、建築、設備等）等の検討を行う。

なお、新規拡張空間は地下鉄駅ではないため、地下鉄駅との区画及び単独での設備計画（電気・給排水・換気・排煙等）を必要とする。

ア 大通交流拠点全体

- ・全体コンセプト、デザイン及び仕様の検討並びにパース及びデザイン図の作成
第三者によるデザイン監修を予定していることから、監修者との調整及び協議等を含む。
- ・法令上の諸条件の調査・整理
- ・地下鉄駅内施設の移転手順及び地上復旧等の関連工事を含む工程計画の作成
- ・施設計画等の検討及び都市計画決定手続きに必要な平面図(総括図：1/30,000、
計画図：1/2,500、平面図：1/500、標準定規図：1/200)の作成
- ・地上復旧等の関連工事費を含む工種別の概算事業費の算出
- ・整備による経済効果、費用対効果の算出

イ 既存地下鉄駅部分

- ・改修規模、デザイン及び仕様
- ・東西構造壁改修に関する施工方法及び構造検討
- ・さっぽろ地下街(札幌都市開発公社)との工事範囲等の調整及び協議
- ・既存施設等撤去後の地下鉄駅復旧の仕様等

ウ 新規拡張空間部分

- ・標準断面2断面程度の構造検討
- ・構築による既存の地下鉄駅躯体(地下2階含む)への影響検討
- ・規模、デザイン及び仕様
- ・施設計画に伴う合理的な設備内容及び配置計画の検討(電気、給排水等の引込
計画等を含む。)
- ・地上施設(出入口、エレベーター等)にかかるレイアウト及び配置等の検討
- ・行政サービス施設及び機械室のレイアウト検討
- ・広場空間のデザイン、仕様等の検討

エ 報告書の作成

- ・設計業務の成果を報告書にまとめる。

業務規模 18,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)程度

上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

履行期間 契約締結日から平成24年3月23日(金)まで

4 参加資格

以下の要件すべてに該当するものに限る。グループ等で応募する場合も構成員全てにかかる要件である。なお、契約の相手方はグループ等の代表社（者）とし、他の構成員は協力会社（者）となる。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

平成 23・24 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「土木設計・監理業」に登録されている者であること。なお、未登録者または追加登録者は参加表明書の提出までに入札参加資格を得ていること。

公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事更生法（平成 11 年第法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。

破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

これまでに、地下街、地下鉄駅、公共地下歩道その他これらに類する一般公共の用に供する地下施設の新設又は大規模な増改築工事に係る設計に携わった実績のあるものであること。

5 企画提案を求める項目

にぎわいの創出、利便性の向上に向けた新たな機能の導入について

大通交流拠点まちづくりガイドライン及び大通交流拠点整備にかかる基本方針（大通交流拠点等整備計画検討業務報告書 p 46 参照）を踏まえた施設計画について

工期の短縮、建設コストの低減など全体事業費の低減を図るための工法・手法について

その他の提案（独自に課題を設定する。）

6 一般事項

事務局

〒060 8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階）

札幌市 市民まちづくり局 都市計画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

電話：011-211-2692 FAX：011-218-5112

HPアドレス：<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/>

電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

プロポーザルの日程（予定）

- ・企画提案の公募開始 平成23年10月24日（月）
- ・企画提案書の提出期限 平成23年11月14日（月） 15時必着
- ・一次審査（書類審査） 平成23年11月17日（木）
- ・最終審査（ヒアリング） 平成23年11月21日（月）

応募者が3件程度以下の場合は、一次審査（書類審査）を省略し、一次審査の実施予定日に最終審査（ヒアリング）を実施する場合がある。

企画提案書等の提出について

ア 提出書類は、別紙1「企画提案書等の作成について」に基づき作成すること。

イ 提出期限までに事務局へ持参又は郵送により提出すること。

ウ 事務局による形式審査を経て、受理番号を交付する。

エ 提出された企画提案書等は返却しない。

質疑

原則として、質疑には回答しない。ただし、市民が一般的に知り得る事実の確認や事務手続に関する確認のための質問については、事務局の判断により回答する。

参考資料

- ・都心まちづくり計画（下記アドレスにて公開）

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin.html>

- ・大通交流拠点まちづくりガイドライン（下記アドレスにて公開）

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/odoriguideline/odoriguideline.html>

- ・大通交流拠点地区地区計画（下記アドレスにて公開）

<http://www.city.sapporo.jp/keikaku/toshikei/chikukeiichiran/chikuichiran.html>

- ・大通交流拠点等整備計画検討業務報告書

参加資格を満たし、プロポーザルに参加する意思のあるものには、上記報告書を上記事務局で貸与する。当該報告書の取扱いに際しては、守秘義務を厳守し、本プロポーザルの目的以外には使用しないこととする。また、当該報告書は複製禁止とし、プロポーザル終了後に返却すること。

7 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「大通交流拠点施設計画検討業務に係るプロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)の審査において、最も優れた企画提案者を選定する。

一次審査

- ・ 提出書類による書類審査を行う。
- ・ 一次審査通過の企画提案は、3件程度とする。
- ・ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。
- ・ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

最終審査

- ・ 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。
- ・ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ・ ヒアリングは1社(者)約20分(準備2分、説明10分、質疑8分)を想定し、順次個別に行う。(一次審査の通過数により、1社(者)あたりのヒアリング時間は変わる可能性がある。)
- ・ ヒアリングの詳細については、別途通知する。

8 委託の相手方の選定及び契約について

選定委員会において、提出された企画提案書等を、別紙2「評価の視点」により総合的に審査し、本業務に最も適していると認められる企画提案者(以下「入選者」という。)を選定する。

選定の結果は、企画提案者全員に対して文書により通知する。

なお、本業務の委託は、原則として入選者に対して行うこととし、その手続きにつ

いては、札幌市契約規則による。ただし、プロポーザル方式の性質上、企画提案のあった内容をもって契約するものとは限らない。

入選者が、「4 参加資格」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。

9 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者

本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者

提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者

審査の公平性を害する行為を行った者

その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

10 その他留意事項

本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。

提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。（複製を含む。）

提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。

業務体制概要に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。

入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。（複製の作成を含む。）

札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。